

第 9 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

平成26年2月20日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 9 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

平成26年2月20日(木曜日)

午前10時1分開議

午後0時6分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成25年度熊本県一般会計補正予算（第5号）

議案第2号 平成25年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）

議案第6号 平成25年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）のうち

議案第13号 平成25年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第1号）

議案第14号 平成25年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算（第1号）

議案第17号 平成25年度熊本県電気事業会計補正予算（第2号）

議案第18号 平成25年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第3号）

議案第19号 平成25年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第2号）

議案第21号 平成25年度熊本県一般会計補正予算（第6号）

議案第23号 平成25年度熊本県電気事業会計補正予算（第3号）

議案第24号 平成25年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第4号）

議案第26号 熊本県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第27号 熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第30号 財産の減額貸付けについて

議案第31号 財産の減額貸付けについて
報告事項

①水俣病対策の状況等について

②荒瀬ダム撤去について

③地方公営企業会計制度の見直しについて

出席委員（7人）

委員長	浦田	祐三子
副委員長	東	充美
委員	西岡	勝成
委員	井手	順雄
委員	小早川	宗弘
委員	森	浩二
委員	磯田	毅

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長	谷崎	淳一
政策審議監	末廣	正男
環境局長	村山	栄一
県民生活局長	佐藤	祐治
首席審議員兼		
環境政策課長	宮尾	千加子
水俣病保健課長	田中	義人
水俣病審査課長	中山	広海
環境立県推進課長	福田	充
環境保全課長	松田	隆至
自然保護課長	江上	憲二
廃棄物対策課長	坂本	孝広
首席審議員兼		
公共関与推進課長	中島	克彦
くらしの安全推進課長	石崎	尚喜
消費生活課長	杉山	哲恵

男女参画・協働推進課長 大谷 祐次
 人権同和政策課長 中富 恭男
 商工観光労働部
 部長 真崎 伸一
 政策審議監兼
 商工政策課長 出田 貴康
 商工労働局長 森永 政英
 新産業振興局長 高口 義幸
 観光経済交流局長 松岡 岩夫
 商工振興金融課長 伊藤 英典
 労働雇用課長 下村 弘之
 産業人材育成課長 古森 美津代
 産業支援課長 奥 蘭 惣 幸
 エネルギー政策課長 山下 慶一郎
 企業立地課長 寺野 慎吾
 首席審議員兼
 観光課長 渡辺 純一
 国際課長 磯田 淳
 くまもとブランド推進課長 成尾 雅貴
 企業局
 局長 河野 靖
 総括審議員兼次長兼
 総務経営課長 古里 政信
 工務課長 福原 俊明
 労働委員会事務局
 局長 西岡 由典
 審査調整課長 橋本 博之

事務局職員出席者

議事課主幹 左座 守
 政務調査課課長補佐 春日 潤一

午前10時1分開議

○浦田祐三子委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第9回経済環境常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにいたしました。

次に、本委員会に付託された議案等を議題

といたしまして、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

説明は、環境生活部、商工観光労働部、企業局、労働委員会の順に受けたいと思います。

なお、毎回申しておりますが、審議を効率よく進めるために、執行部の説明は簡潔にお願いをいたします。

また、本日の説明を行われる際、執行部の皆さんは着席のままで行ってください。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて関係課長から順次説明をお願いいたします。

○谷崎環境生活部長 おはようございます。環境生活部でございます。

本日御審議いただく議案につきましては、通常補正分と国の補正予算の成立に伴う経済対策分の2つでございます。

まず、通常補正分としまして提出しております議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

お手元の委員会説明資料で、補正予算・条例等議案と書いておりますちょっと厚手のほうの資料でございますが、その1ページをお願いいたします。

今回提出しております議案は、予算関係2議案でございます。

まず、第1号議案の平成25年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額23億1,700万円余の減額補正をお願いしております。

その主な内容としましては、水俣病総合対策費等扶助費が、当初の見込みを下回ったことによる減額などがございます。

また、平成25年度から平成26年度への繰越明許費としまして、公共関与推進事業及び公共関与産業廃棄物最終処分場アクセス道路整

備事業で、総額3億9,700万円余の設定をお願いしております。

さらに、平成26年4月1日から業務を開始する委託業務としまして、水俣病対策に関する業務や多重債務者の生活再生支援に関する業務などで、総額2億1,100万円余の債務負担行為の設定をお願いいたしております。

次に、第14号議案の平成25年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算でございますが、総額4,400万円余の減額補正をお願いいたしております。

これは、平成12年度以降、チッソ株式会社に対する金融支援措置といたしまして、同社が経常利益から可能な範囲で県債の約定償還額に充当するため、県への貸付金返済を行わせ、そのことにより県債の約定償還額が不足する場合は、その不足分の8割を国が国庫補助金として支出し、残りの2割を県が新たに県債を発行して得た資金を特別貸付金としてチッソ株式会社に貸し付けて、県に返済させております。

今回の減額は、その特別貸付金について、平成24年度のチッソ株式会社の経常利益が、県の平成25年度当初予算計上時の見込み額よりも多かったため、予定していた特別貸付金の減額等を行うものでございます。

これらによりまして、一般会計と特別会計を合わせました環境生活部の通常補正分の補正額としまして、23億6,100万円余の減額となります。

次に、経済対策分として提出しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、委員会説明資料(別冊：経済対策分)と書いておりますもう一つのちょっと薄いほうのでございますが、その1ページをお開きいただきたいと思っております。

提出しております議案は、予算関係1議案、条例関係1議案でございます。

第21号議案の平成25年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額2億1,400万円余の増額補正をお願いしております。

その主な内容といたしましては、企業局が実施する有明工業用水主要設備更新工事に係る県負担分を一般会計から貸し付けるための予算や、国の地方消費者行政活性化交付金が追加交付されることに伴い、基金へ積み立てるための予算などでございます。

予算補正のほか、平成25年度から平成26年度への繰越明許費としまして、水俣市立水俣病資料館の増築工事等に伴う水俣市への補助事業で5,850万円の設定をお願いしております。

これらによりまして、補正後の環境生活部の予算総額につきましては、通常補正分と経済対策分を合わせまして273億2,600万円余となります。

次に、第26号議案の熊本県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、経済対策により、基金を積み立てて活用する事業の実施期間が1年間と延長されたことに伴いまして、関係規定を整備するものでございます。

以上が今回提出しております議案の概要でございます。

このほか、水俣病対策の状況につきまして御報告をさせていただきます。

詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○宮尾環境政策課長 環境政策課でございます。

説明資料、先ほどの厚いほうの資料の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計の補正でございます。

公害対策費についてでございますけれども、右の欄の説明欄の1、職員給与費で3,300万円余の増額補正を計上しております。

職員給与の予算は、1月1日の職員数で計上いたしておりますけれども、4月から水銀条約外交会議推進室を立ち上げたために、室の職員の給与や手当などの増の分でございます。

給与費の補正につきましては、25年度の職員数及びその給与額の確定に伴いまして、当初予算計上額との差額を補正するものでございまして、各課とも同様でございます。したがって、この後の各課からの説明は省略させていただきます。ちなみに、環境生活部全体といたしましては、合計1億2,000万円余の減額補正ということになっております。

次に、同じ2ページのその下の欄でございます。

チッソ県債償還等特別会計繰出金につきましては、1,067万円余の減額補正を計上しております。この後、特別会計のところでもまた御説明させていただきますけれども、チッソ県債償還等特別会計における特別県債元利償還額の確定に伴いまして、特別会計の繰出金が減になるものでございます。

以上、一般会計は、合計で2,289万円余の増額でお願いしております。

3ページをお願いいたします。

特別会計でございます。

1段目の特別貸付金でございますけれども、平成12年の閣議了解に基づきまして、チッソに対する金融支援措置として、チッソの経常利益を可能な範囲で県債の約定償還に充てまして、それでも不足が生じる場合は、その不足分の8割を国が国庫補助金として支出、残りの2割について、県が新たに県債を発行して得た資金を特別貸付金ということでチッソに貸し付けて県に返済させております。ぐるっと回しているだけなんですけど、今回の減額は、その特別貸付金につきましてチッソの経常利益が見込み額より多かっただけということで、特別貸付金の減額を伴うものでございます。

次の2段目、3段目の特別県債償還額の元金と利子でございますが、これは、利子の低下等によりまして、額の確定に伴う減額でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

引き続き、説明資料の4ページのほうをお願い申し上げます。

公害保健費でございますが、総額18億9,000万円余の減額補正をお願いしております。その内訳につきましては、右側説明欄に記載をしております。

まず、1の水俣病総合対策事業費でございますが、(1)の水俣病総合対策事業は、国民健康保険団体連合会へ医療費の審査委託をしておりますが、その実績の減でございます。

(2)の水俣病総合対策費等扶助費は、手帳を所持しておられる方の医療費の減によるものでございます。

次に、2の国庫支出金精算返納金でございます。

これは、過年度の水俣病総合対策事業に対する国庫補助金の受入額と確定額との差額を精算するものでございます。

次の5ページをお願い申し上げます。

債務負担行為でございます。

水俣病総合対策事業等業務委託で1億9,000万円余をお願いしております。これは、医療費の審査に係る国民健康保険団体連合会の委託などを、平成26年4月1日から行う必要があるために、設定をお願いするものでございます。

次に、恐縮でございますが、説明資料(別冊)と書かれております薄いほうの資料をお願い申し上げます。

その中の2ページでございます。経済対策分でございます。

公害保健費といたしまして、5,800万円余

の増額補正をお願いしております。

先ほど部長のほうからも説明をいたしましたように、水俣病資料館の増築工事に対する補助でございます。

なお、本事業につきましては、次の3ページに記載をしておりますとおり、繰越明許費の設定によりまして、全額の繰り越しをお願いしております。

保健課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

資料は、通常補正分の厚手の資料にお戻りいただきたいと思っております。

資料6ページをごらんください。

下の段のところ、公害保健費につきましては、補正額(B)のところ、3,146万円余の減額補正をお願いしております。

一番右の説明欄をごらんください。

1、公害被害者救済対策費が2,235万円余の減、内訳としまして、(1)公害健康被害認定審査会、(2)水俣病認定検診費、いずれも予定しておりました額を実績が下回る見込みのためでございます。

その下、2、水俣病総合対策事業費として911万円余の減、これは、治療研究事業扶助費が予定しておりました額を実績が下回る見込みのためでございます。

水俣病審査課は以上でございます。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

今お開きの資料の7ページをお願いいたします。

上から2段目の計画調査費でございますが、950万円の減額補正をお願いしております。

説明欄をお願いします。

地下水採取の許可制導入に伴いまして、新

たに水量測定器の設置が必要となった地下水採取者に対して、設置経費の一部を補助しておりますけれども、この補助申請件数が見込みを下回ったことによる減額でございます。

次に、公害対策費でございますが、1億4,390万円余の減額をお願いしております。

1の環境保全基金積立金につきましては、(1)から(4)までございますが、いずれも運用利息の確定に伴う補正でございます。

2の環境政策推進費は、環境センター非常勤職員の共済費の確定に伴う減でございます。

8ページをお願いいたします。

3の環境立県推進費につきましては、1億4,450万円余の減額をお願いしております。

これは、市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業、地域の防災拠点に太陽光発電や蓄電池などを整備する市町村に補助を行うものでございますけれども、市町村の事業費確定に伴う執行残に加えまして、太陽光パネルを設置する予定であった建物本体の建設スケジュールのおくれに伴いまして、事業実施を延期することなどによる減額でございます。

次に、工業用水道事業会計繰出金でございますけれども、289万円余の減額をお願いしております。

これは、企業局の工業用水道事業会計の企業債元利償還金等に対しまして、一般会計から繰り出すものでございますが、企業債の利息額が当初見込みを下回ったために減額するものでございます。

9ページをお願いいたします。

債務負担行為の限度額の追加でございます。

環境センター管理運営業務につきましては、消費税増税相当分の限度額の増額をお願いするものでございます。

次に、別冊の薄いほうの説明資料をお願いいたします。

経済対策分の資料の4ページでございま

す。

計画調査費につきまして、1億3,126万円余の増額補正をお願いしております。

これは、企業局が現在実施しております有明工業用水道の主要設備更新工事につきまして、国の緊急経済対策の補助対象となりましたので、その補助裏分の財源といたしまして一般会計から貸し付けるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松田環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の10ページをお願いいたします。

2段目の公害規制費でございますが、右側の説明欄に示しておりますように、公害監視調査費1,995万円余の減額補正をお願いしております。

まず、説明欄(1)の化学物質環境汚染実態調査費でございますが、これは全額国庫委託の事業でございますが、規制基準の設定されていない化学物質のモニタリング調査等を実施しておりますが、国庫委託費の減額に伴う減額補正でございます。

次の(2)の水質環境監視事業でございますが、水質汚染防止法に基づいて公共用水域の常時監視を行っておりまして、委託事業の入札に伴う執行残の減額補正でございます。

最後に、(3)のPM2.5の観測体制強化対策事業でございますが、地域の元気基金を活用し、大陸から越境してくるPM2.5の観測体制を強化するため、PM2.5の測定機器を備えてない観測局と大気環境測定車へ設置した整備事業でございますが、入札に伴う執行残の減額補正でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○江上自然保護課長 自然保護課でございます。

資料の12ページをお願いします。

債務負担行為の追加に関するものです。

苓北町にあります富岡ビジターセンターの事務委託業務に関するものでありまして、苓北町に事務委託をするため、平成26年度に、管理に必要な委託料480万円の債務負担行為の設定をお願いするものであります。

自然保護課は以上です。よろしく御審議をお願いします。

○坂本廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

同じく13ページをお願いいたします。

環境整備費で2,500万円余の補正をお願いいたしております。その内訳につきまして、右側の説明欄で御説明をさせていただきます。

1の一般廃棄物等対策費の中で、海岸漂着物対策推進事業で2,900万円余の減額補正をお願いしております。

これにつきましては、国のほうから、25年、26年として海岸漂着物の補助を1億1,000万いただいております。その中で、今年度分、半分程度を予算計上しておりましたが、執行見込みがかなり少なくなっているということでございます。

内訳としまして、今年度幸いにも災害が少なかったこと、それと、海づくり等によりまして、既定経費でかなり漂着物等の対策を行われたというような状況がございまして、県並びに関係市町村の執行額が少なくなったことに伴いまして2,900万円余の減額になっております。

それと、3番目でございます。

産業廃棄物のリサイクル等の補助の事業がございまして、900万の減額補正をお願いしております。

これにつきましては、経産省のものづくり補助金等で、この補助金より補助率が高い補助がありまして、そちらのほうを利用される企業が多かったということに伴いまして、執

行額が少なかったということで減額になっております。

4番目でございます。

産業廃棄物税の基金積立金として、6,900万円余を積み立てることとしております。

これにつきましては、産廃税の増収等に伴いまして、当初予定していたものよりも多く増収がありましたものですから、それを積み立てるものでございます。

産廃税は、御承知のとおり、景気がよくなりますと、どうしても最終処分場に持ち込む廃棄物も多くなりますので、その関係で少し多くなっているというような状況でございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○中島公共関与推進課長 公共関与推進課でございます。

同じ資料の14ページをお願いいたします。

環境整備費につきまして、9,578万円余の減額をお願いしております。

右側説明欄をごらんください。

産業廃棄物対策費につきまして、処分場建設に関し、財団であります環境整備事業団に交付されます国庫補助金が追加交付されたことに伴いまして、県補助金の減額約6,700万ほどですが、の減額と、それから環境整備事業団に対します開業準備貸付金、これは派遣に伴います人件費でございますが、派遣が次年度以降にずれ込むことから、その人件費分を減額するものでございます。これが約2,800万円ほどでございます。

それから、次の15ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

環境衛生費につきまして、3億9,700万円余を計上させていただくものです。

事項欄をごらんください。

公共関与推進事業、これは処分場の建設工

事でございますが、一部工事が年度内に終了しませんでした。工程調整により全体的な工事スケジュールには影響ありませんが、その分を繰り越すものでございます。

それから、もう一つのアクセス道路整備事業につきまして、これは南関町から受託してアクセス道路を整備するものですが、これも設計に若干の時間を要したことによりまして次年度に繰り越すものでございます。

公共関与推進課は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○石崎くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

ただいまと同じ資料の16ページをお願いいたします。

上から2段目の諸費でございますが、70万9,000円の減額補正をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

これは、社会参加活動推進費のうち、犯罪被害者等支援推進事業における国庫委託額の確定に伴う25万9,000円の減額と、地域の安全の絆ネットワーク促進事業における安全安心まちづくりアドバイザーの派遣回数、当初見込みを下回ったことによる45万円の減額でございます。

最後に、最下段の農業総務費でございますが、267万円の減額をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

地域食品振興対策費といたしまして減額をお願いしておりますが、これは、食品検査体制整備事業による高精度食品検査機器LCMSの更新、入札に伴う執行残でございます。

以上、当課合計といたしまして、職員給与を含め846万1,000円の減額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○杉山消費生活課長 消費生活課でございま

す。

同じ資料の17ページをお開き願います。

消費者行政推進費でございますが、2,960万円余の増額補正をお願いしております。

右側の説明欄2の消費者行政活性化基金積立金でございますが、これは、国からの地方消費者行政活性化交付金の追加配分を活用し、基金への積立金として増額補正するものでございます。

続きまして、資料の18ページをお願いいたします。

2本の事業に係る債務負担行為の設定でございます。

まず、上段の消費者の暮らしを守る生活再生支援事業につきましては、多重債務者の生活再建に向けまして、債務整理から家計管理指導及び生活資金の貸し付けまでの一貫した支援を行うものでございます。

次に、消費生活センター機能強化事業につきましては、県の消費生活センターに顧問弁護士を配置するものでございます。

いずれの事業も、平成26年4月1日から業務委託を開始することが必要なため、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、薄手の資料、別冊のほうをお開きいただきたいと思っております。

別冊資料の5ページをお願いいたします。

消費者行政推進費でございますが、2,460万円余の増額補正をお願いしております。

右の説明欄のとおり、これは先般の国の経済対策に係る分でございます。なお、国としましては、追加交付に合わせまして、当該基金の活用期限を平成26年度まで延長することといたしております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

基金の活用期限が26年度まで延長されることに伴いまして、熊本県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例の提案をいたしております。

内容は、7ページの内容の欄の2に示しておりますが、条例の附則第2項に定める条例の有効期限を、平成26年12月31日から平成27年12月31日に延長するものでございます。

なお、当該基金事業は、平成27年3月31日までとなりますが、基金事業終了後に清算手続を行うために、期限を27年12月31日といたしております。

消費生活課は以上でございます。

○大谷男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

20ページをお願いいたします。

くまもと県民交流館パレアにつきましては、平成25年度から平成29年度まで、指定管理者に施設管理等の委託をしておりますが、消費税等の改正に伴いまして、管理運営業務費の増額が必要となりますので、今後4年間の分210万円の債務負担行為の増額をお願いしております。

よろしく御審議方お願いいたします。

○中富人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

同じ資料の21ページをお願いいたします。

上の段の諸費につきましては、右の説明欄をごらんください。

人権啓発推進費のうち、(2)の人権啓発活動市町村委託事業は、市町村が講演会などの啓発事業を行うものでありまして、576万円余の減額をお願いしております。

また、(3)の広報・啓発事業は、私ども県におきまして、啓発資料の作成や新聞、テレビなどの広報啓発事業を行うものでありまして、1,156万円余の減額をお願いしております。

この(2)(3)とも、法務省からの委託事業でありまして、国庫委託額が確定したことに伴います減額でございます。

次に、下の段の社会福祉総務費につつまし

て、右の説明欄をごらんください。

2番の地方改善事業費につきまして、550万円余の減額をお願いしております。

これは、市町村が実施します隣保館の運営と施設改修に関する補助金につきまして、国庫補助額の内示に伴う減額でございます。

以上、人権同和政策課で総額4,380万円余の減額をお願いしております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○浦田祐三子委員長 それでは次に、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて関係課長から順次説明をお願いいたします。

○真崎商工観光労働部長 商工観光労働部関係の提出議案の説明に先立ちまして、県内の景気・雇用情勢及び当部の取り組みの方向性について御説明申し上げます。

日銀熊本支店が2月3日に発表しました金融経済概観では、県内の景気は着実に回復を続けているとされています。

個人消費や住宅投資では、消費税率引き上げ前の駆け込み需要が見られるものの、底がたく推移しております。

製造業の生産については、輸送用機械で自動車関連が堅調に推移するとともに、一般機械では、主力の半導体製造装置を中心に高水準の生産を続けております。

また、雇用情勢につきましては、昨年12月の有効求人倍率が0.96倍と前月比0.02ポイント増加し、6カ月連続で0.90倍以上となるなど、労働需給面の改善が続いております。

このように県内の景気が改善傾向にある中で、商工観光労働部としましては、引き続き、中小企業の資金繰り支援や雇用対策など、県内中小企業者、労働者に対するセーフティネットの充実に努めるとともに、国の経済対策を追い風に、成長分野に重点を置いた施策を積極的に推進し、さらなる県内景気の浮揚のため、しっかりと取り組んでまいり

ます。

それでは、提出議案の概要につきまして説明させていただきます。

資料は、厚いほうの22ページでございますが、今回提案しております議案は、予算関係議案5件、条例等議案3件です。

平成25年度2月補正予算につきましては、通常の補正予算分として、一般会計で28億1,500万円余の減額、特別会計で5億1,000万円余の減額の補正をお願いしております。また、国の経済対策に呼応した補正予算として、一般会計で14億7,600万円余の増額補正をお願いしております。

経済対策分を除く通常分の一般会計の補正予算の主なものとしましては、制度融資の事業費確定に伴う20億700万円余の減額、緊急雇用創出基金関連事業の事業費確定に伴う3億4,900万円余の減額などがございます。

また、特別会計の補正予算の主なものとしましては、中小企業振興資金特別会計に係る高度化資金貸付金の貸付先の計画延期に伴う3億5,200万円余の減額、高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計に係る工業団地売却に伴う一般会計への繰出金3億700万円余の増額などがございます。

経済対策関係予算につきましては、資料では別冊の8ページになりますが、緊急雇用創出基金の積立金14億7,600万円余の増額でございます。

条例等議案につきましては、財団法人熊本テルサに係る財産の減額貸し付けなど2件、経済対策に伴う条例の一部改正が1件でございます。

そのほか、大阪事務所における職員宿舍借り上げ等、新年度の準備を実施するための債務負担行為の追加等をお願いしております。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議よろしく願いいたします。

○出田商工政策課長 商工政策課でございます。

厚いほうの説明資料の23ページをお願いいたします。

1段目の商業総務費及び2段目の大阪事務所費につきましては、右側の説明欄に記載しておりますとおり、職員給与費に係る補正でございます。

職員給与費につきましては、先ほど環境政策課から説明がありましたように、平成25年度の職員数の確定に伴う補正でございます。各課、出先機関とも同様でございますので、各課長からの説明につきましては省略させていただきます。

3段目の福岡事務所費でございますが、425万円余の増額をお願いしております。

まず、(1)の管理運営費に要する経費でございますが、所要見込み額の精査により減額をしますとともに、(2)の市町村派遣職員人件費負担金でございますが、派遣職員1名分の給与費等の人件費について、派遣元の市町村に対する負担金として増額をお願いするものでございます。

以上、商工政策課としましては、2,643万円余の減額をお願いするものでございます。

次に、24ページをお開きください。

大阪事務所職員宿舍等賃借及び福岡事務所職員宿舍等賃借に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、大阪・福岡事務所において、新年度に向けた準備を行うため、あらかじめ議会の議決をお願いするものでございます。大阪事務所につきましては、職員宿舍賃借、事務所入居ビル管理費負担金及び修繕積立金でございます。福岡事務所につきましては、職員宿舍賃借、事務所家賃及び共益費でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○伊藤商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

説明資料の25ページをお願いいたします。

一般会計でございます。

商業総務費につきまして、930万円余の減額をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

主なものとしましては、(2)の商店街まちづくり推進事業につきまして920万円余を減額しております。

これは、商店街などが行うソフト事業や施設整備事業に対する補助でございます。補助金額が確定したことに伴い、減額するものでございます。

次に、中小企業振興費ですが、20億2,440万円余の減額をお願いしております。

主なものとしましては、右の説明欄に記載してありますように、2の金融対策費につきまして20億753万円余を減額しております。

これは、(1)の中小企業金融総合支援事業及び(2)のチャレンジサポート中小企業経営力強化支援事業のそれぞれに設定しております県制度融資について、金融機関に対する預託金及び保証協会に対する保証料補助等の額が確定したことにより減額を行うものでございます。

1つ飛ばしまして、4の小規模事業対策費補助でございますが、1,239万円余の減額をお願いしております。

(1)にあります商工会、商工会議所、商工会連合会が行う小規模事業指導に係る補助の減額及び(2)の地域力活用ビジネス創出支援事業の事業費の確定に伴う減額でございます。

次に、26ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計繰出金につきまして、22万円余の増額をお願いしております。これは、運用利息の確定に伴い、増額するものでございます。

以上、一般会計合計で20億3,348万円余の

減額補正をお願いしております。

続きまして、27ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計でございます。

まず、中小企業振興資金助成費でございますが、4億3,822万円の減額をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

1の高度化資金貸付金につきまして、3億5,200万円の減額をお願いしております。

これは、予定されておりました貸付対象事業が、今年度中に実施に至らなかったことに伴い、減額をするものでございます。

また、2の設備貸与資金貸付金について、8,500万円の減額をお願いしております。

県がくまもと産業支援財団に資金を貸し付け、財団が小規模企業者に設備を貸与するものでございますが、設備貸与実績の減少に伴い、減額するものでございます。

次に、元金とその下の利子でございますけれども、これは、高度化資金貸付金について、貸付先から返済される償還金のうち、中小企業基盤整備機構からの借入分などを同機構に償還するものでございます。元金については1億9,789万円余、利子につきましては625万円余を、貸付先からの償還額が減少したことにより、それぞれ減額をお願いしております。

次に、一般会計繰出金につきまして、1億1,396万円余の減額をお願いしております。

これは、高度化資金貸付金の償還金のうち、県の負担分を一般会計へ繰り出すものでございまして、貸付先からの償還額が同様に減少したことにより減額するものでございます。

以上、特別会計合計で7億5,634万円余の減額補正をお願いしております。

課全体といたしましては、一般会計、特別会計合わせまして、27億8,982万円余の減額となります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○下村労働雇用課長 労働雇用課でございます。

まず、経済対策分を除く補正予算について御説明をいたします。

説明資料の28ページをお願いいたします。主なものについて説明をさせていただきます。

まず、上段の労政総務費では、690万円余の減額補正をお願いしております。内訳は、右側の説明欄に記載の職員給与費と労政諸費でございます。

2の労政諸費の労働局との一体的実施事業ですが、平成25年4月より、県と熊本労働局が一体となって、一連の就労支援をワンストップで提供、実施しておりますが、事業費が確定しましたことにより、140万円余の減額補正をお願いしております。

次に、失業対策総務費でございますが、総額1億6,700万円余の減額補正をお願いしております。内訳は、説明欄にありますように、1の雇用対策費で3億5,300万円余の減額補正をお願いしております。

主なものは、(1)の緊急雇用創出基金事業から、(5)の大学生就職推進員事業でございますが、これらは皆緊急雇用創出基金を活用して実施している事業で、主に契約残による減額を行っております。なお、減額いたしますこれらの基金につきましては、平成26年度事業に活用をさせていただくこととしております。

また、次の29ページ説明欄の一番下にあります3の緊急雇用創出基金積立金につきましては、繰越予算の執行残や基金の運用利息、過年度実施事業の委託料の再確定等による返還金などの確定に伴って、1億9,000万円余の増額補正をお願いしているものでございます。

以上、補正予算につきましては、1億6,70

0万円余の減額補正をお願いしております。

続きまして、30ページをお願いいたします。

30ページから31ページまでにつきましては、債務負担行為の追加設定でございます。業務委託を4件、それから施設の賃借を2件お願いしております。全て継続して実施する事業でございます。

経済対策分を除く補正予算については、以上でございます。

引き続きまして、条例等の議案でございます。

資料の49ページをごらんいただきたいと思っております。

49ページの議案第30号は、財団法人熊本テルサに対する減額貸し付け、次の50ページの議案第31号は、一般財団法人火の国ハイツに対する減額貸し付けをお願いしております。いずれも、平成21年2月議会で御承認をいただき、現在財産を貸し付けておりますが、この貸し付け期間が本年の3月31日までとなり、引き続き、平成31年3月31日までの5年間について、貸し付け期間の更新をお願いするものでございます。

減額貸し付けの内容でございますが、第30号の熊本テルサにつきましては、摘要欄にありますように、熊本テルサの建物の設置面積のうち、テルサの共有持ち分約6割に相当する面積3,239.77平米を有償貸し付けとし、残りの土地、建物の県持ち分及び車庫に係る貸付料については無償貸し付けをするものでございます。

また、次のページの第31号の火の国ハイツにつきましては、こちらも摘要欄にありますように、財団所有の建物及び工作物の設置面積部分を有償貸し付けとし、それ以外の土地について無償貸し付けをするものでございます。

熊本テルサ、火の国ハイツ、いずれも勤労者の教養文化活動及び企業研修などに施設を

提供することにより、行政目的でもあります勤労者の福祉向上という施設の設置目的を果たしていること、それから、経営計画等を作成し、経営改善には取り組んでいるものの、両施設とも厳しい経営状況でありますことから、今回減額貸し付けの継続をお願いするものでございます。

引き続きまして、薄いほうの資料、別冊のほうに移ります。経済対策分の補正予算についてでございますが、資料の9ページをお願いいたします。

国の補正予算への対応分として、失業対策総務費で総額14億7,600万円余の増額補正をお願いしております。

内容は、説明欄にありますように、さきの国の好循環実現のための経済対策のための補正予算成立を受けて、今回追加交付をされます緊急雇用創出事業臨時特例交付金の基金への積み増しとして、14億7,600万円余の増額補正をお願いしております。

なお、今回の追加交付分については、緊急雇用創出事業の拡充により新たに創設をされました地域ひとづくり事業として、地域の中小企業等における女性、若者などの雇用拡大、処遇改善のための取り組みを強化支援する事業に使用することとなっております。

続きまして、条例等議案でございます。

10ページをお願いいたします。

熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例についてでございます。

11ページの条例案の概要により説明をいたします。

1点目は、2の改正の内容(1)にございますように、緊急雇用創出事業臨時特例交付金の一部を国に返還する必要が生じたことに伴い、返還のために処分できる規定を追加するものでございます。

次に、(2)でございますが、緊急雇用創出基金につきましては、さきの国の補正予算に合わせて、事業の実施期間が26年度末から一

部の事業について27年度末に1年延長されたことに伴い、本条例の執行期限を平成27年12月31日から平成28年12月31日に改めるものがございます。条例の施行日は、公布の日からとしております。

労働雇用課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○古森産業人材育成課長 産業人材育成課でございます。

厚い資料の32ページをお願いします。

まず、上段の職業訓練総務費ですが、4,600万円余の減額補正をお願いしております。

このうち、右の説明欄2の認定訓練事業費におきまして、知事の認定を受けた事業主や団体等が行う職業訓練の実績が、当初計画を下回ったことに伴いまして、800万円余の減額をお願いしております。

次に、3の技能向上対策費におきまして、(1)技能検定事業に対する国庫補助基準額の見直しに伴う補助金減額によりまして、700万円余の減額をお願いしております。

4の国庫支出金返納金は、平成24年度の認定職業訓練事業におきまして、補助対象人員数の錯誤によって、補助金返還に伴う1万2,000円の増額をお願いしております。

下段の職業能力開発校費ですが、1億5,200万円余の減額補正をお願いしております。

このうち、右の説明欄3の職業能力開発事業費におきまして、(1)から(3)に係る各事業におきまして、訓練実績が当初計画を下回ったことなどに伴いまして、1億6,200万円余の減額をお願いしております。

続きまして、33ページをお願いします。

技術短期大学校費ですが、1,900万円余の減額補正をお願いしております。

これは、右の説明欄2の短大運営費におきまして、技術短期大学の清掃、施設設備の保守、点検に係る業務委託等の入札残などによりまして、1,500万円余の減額をお願いし

ております。

以上、最下段にありますように、課全体で2億1,800万円余の減額補正をお願いしております。

続きまして、34ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加です。

上段の産業人材強化相談窓口運營業務ですが、産業人材の育成、確保に関する相談窓口と産業人材強化に係る情報ポータルサイトの運營業務を委託するものです。4月1日からの実施に備えまして、債務負担行為の設定をお願いするものです。

次の離職者訓練等委託業務ですが、これは消費税増税分に伴う追加分です。

3段目の身体障がい者委託訓練業務ですが、身体障害者を対象とした訓練業務の委託を、平成27年度にわたる複数年契約とするため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

続きまして、35ページをお願いします。こちらは債務負担行為の変更です。

離職者訓練等委託業務ですが、昨年の2月議会におきまして御承認いただきました来年度実施予定の職業訓練に関する債務負担行為につきまして、さらに実施予定の職業訓練を追加することから、債務負担の変更をお願いするものです。

産業人材育成課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○奥菌産業支援課長 産業支援課でございます。

同じ資料の36ページをお願いいたします。

中段の工鉦業振興費でございますが、補正額で1億円余の減額でございます。

大部分を占めますのは、説明欄の3番目で地場企業立地促進費補助でございます。これは、地場企業による工場等の新增設を支援するものでございますが、企業側の計画交付申

請が平成26年度以降にずれ込んでおりますために減になったものでございます。

37ページをお願いいたします。

産業技術センター費で1億2,725万円余の減額でございます。

主なものといたしまして、説明欄3番目の試験研究費でございます。

まず、新規外部資金活用事業でございますが、これは、国の補助あるいは受託研究などの外部資金の獲得を目指しまして、当初最大に見込んで予算化をしております。例年、国庫補助等について、応募しても採択されないケースとか、あるいは減額されるケースもございまして、今年度は、これ以上採択の見込みがない3,570万円余の減額をお願いしております。

次に、4番目の技術指導事業費で4,500万円余の減額をしております。

主なものといたしましては、(2)の産業技術センターの試験研究備品導入事業で4,300万円余の減額をお願いしておりますけれども、今回の減額は、一部備品の購入財源を他の有利な補助制度などを利用したことで見込み額が減になったものでございます。

続きまして、38ページの債務負担行為の追加をお願いいたします。

主なものといたしましては、2番目のインキュベーション施設運営事業でございます。

経営基盤の弱いベンチャー企業に対しまして、オフィスを提供し、さらにきめ細かな相談に応じるインキュベーションマネージャーを配置している事業でございます。県がかかわっている4カ所につきまして、熊本産業支援財団に委託しているものでございます。

それから、4番目の計量検定業務でございますけれども、これは計量法に定められました計量器、例えばガソリンスタンドのメーターとかタクシーのメーターとか、それが正常にはかかれているかというチェックを行います。これらの業務を県の計量協会に委託して

いるものでございます。いずれも年度当初からの業務が必要になりますので、債務負担行為をお願いするものでございます。

審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山下エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

39ページをお願いいたします。

当課におきましては、所要見込み額の減に伴いまして、全体で6,200万円余の減額の補正をお願いしております。

主なものを説明いたします。

ページ右の説明欄2段目の工業振興費。

(1)市町村モデル地域支援事業、これは、エネルギーを切り口として、地域づくりに主体的、積極的に取り組む市町村を支援する事業ですが、所要見込み額を精査し1,300万円余を減額、(2)の省エネルギー推進事業、これは中小企業や家庭の省エネ設備の導入を支援する事業ですが、所要見込み額を精査し500万円を減額。

次に、新事業創出促進費としましては、

(1)くまもとソーラーパーク推進事業、これは住宅用太陽光発電補助金処理業務の委託費ですが、所要見込み額の精査により41万円の減額、(2)の民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業、これは、災害時における避難民の受け入れ先等を担う医療施設や福祉施設などの防災拠点に再生可能エネルギー等の導入支援を行う事業ですが、所要見込み額の精査により4,000万円を減額するものでございます。

エネルギー政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○寺野企業立地課長 企業立地課です。

説明資料の40ページをお願いします。

工鉦業総務費で3,124万円の減額を計上しております。

説明欄をお願いします。

2の企業誘致促進対策事業費におきまして、市町村研修職員の旅費につきまして、派遣元市町村からの旅費について財源更正を行います。

次に、(2)の戦略的ポートセールス推進事業でございますが、熊本港、八代港と他県の港との長距離航路の海上運賃の差を小さくし、利用荷主企業の輸出入の利便性を高める事業におきまして、所要見込み額の減により1,600万円を減額するものでございます。

41ページをお願いします。

臨海工業用地の特別会計でございます。170万円の減額を計上しております。

これは、熊本港臨海用地の分譲につきまして、立地促進制度として媒介手数料負担分を計上しておりましたが、事業費の確定に伴い、減額するものでございます。

42ページをお願いします。

内陸の工業用地関係の特別会計でございます。

一番上の工業団地整備事業費でございますが、これは、菊池テクノパーク建設事業における起債償還金の確定に伴いまして、664万円余の減額を計上しております。

次の元金でございますが、臨空テクノパーク建設事業におきまして、起債償還元金の確定に伴い、4,610万円の減額を計上しております。

利子につきましては、臨空テクノパーク建設事業における起債償還利子の確定に伴いまして、758万円余の減額を計上しております。

最後に、一般会計繰出金でございますが、これは、城南工業団地の売却に伴いまして、2筆売れましたので、3億788万円余の増額を計上しております。

企業立地課は以上です。よろしく申し上げます。

○渡辺観光課長 観光課でございます。

同じく43ページをお願いいたします。

観光費として、1,510万円余の減額補正をお願いいたしております。

説明欄の2番をお願いいたします。

観光客誘致対策費として、932万円余を計上させていただいております。

これは、交流職員として本県へ派遣されております市町村職員の給与等に対する負担金でございます。

次に、3番、観光基本計画促進費として、68万円余の減額補正をお願いしております。

これは、観光統計パラメータ調査事業、いわゆる年4回、主要観光地で観光客からアンケート調査を実施しておりますが、その事業費が確定したことによる執行残でございます。

最後に、4番目、観光施設整備事業費でございますが、これは社会資本整備総合交付金の充当地の確定に伴う財源更正でございます。

続いて、44ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

まず上段、九州観光推進機構派遣職員宿舍賃借につきまして、平成26年度に67万2,000円の債務負担行為を設定させていただいております。

これは、福岡市にございます九州観光推進機構へ職員を派遣しておりまして、その職員の宿舍の借り上げに係る年間の経費でございます。

次に、中段の野外劇場管理運営業務につきましては、平成26年度から平成29年度間に20万9,000円の債務負担行為を設定させていただいております。これは、指定管理委託に伴う消費税引き上げ対応分でございます。

最後に、3番目、観光統計パラメータ調査事業につきましては、488万円余の債務負担行為を設定させていただいております。

これは、観光統計調査に必要な基礎データの収集及び調査に関する業務として観光統計

調査を実施しておりますが、その分に係る経費でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○磯田国際課長 国際課でございます。

45ページをお願いいたします。

2段目の諸費、一番右の欄、(2)旅券発給事務費でございます。

旅券発給事務費として、217万円余の減額をお願いしております。

これは、旅券発給に要する経費について、所要見込み額の精査により減額をお願いするものでございます。なお、25年の旅券の申請件数は約3万3,000件でございました。これは昨年より20%少なくなつて推移しております。

3段目、商業総務費でございます。

一番右の欄、貿易振興費175万円余の減額をお願いしております。

これは、東日本大震災の発生に起因した原発事故により、農水産物等の輸出に関し諸外国から産地証明の発行が求められたことから、県では、国からの要請に基づき、平成23年度から産地証明書発行業務を行っております。国際課では、麺類や調味料などの加工食品に関して、産地証明書の発行を行っていたところでございます。

平成25年度においても、引き続き、当該業務について予算措置を行っておりましたが、年度当初から国への業務移管がなされたため、今回全額を減額するものでございます。

続きまして、債務負担行為、46ページをお開き願います。

債務負担行為について、3件追加がございます。

まず1番目、通訳等業務につきましてでございますが、これは現在業務委託を行っておりまして、新年度の準備を行うため、債務負担行為をお願いするものでございます。

2番目の旅券発給業務でございます。

県庁における窓口対応、申請書の審査、旅券作成等に係る業務につきましては、平成24年度から平成26年度までの3年間の業務委託を行っておりますが、今般の消費税の税率引き上げに伴い、26年度委託分につきまして所要額を追加設定するものでございます。

3番目、熊本広西館等運営業務でございます。

中国・広西壮族自治区南寧市において、熊本広西館及び広西くまもとプラザを設営し、その運営を業務委託しております。こちらにつきましても、新年度の準備を進めていくために債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

国際課は以上でございます。御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○成尾くまもとブランド推進課長 くまもとブランド推進課です。

説明資料の47ページをお願いいたします。

まず、計画調査費の246万円の減額及び次の商業総務費1,024万円余の減額ですが、いずれも各事業の所要見込み額の精査による減額でございます。

次に、工鉦業総務費12万8,000円の減額でございますが、入札残によります減額と財源更正によるものでございます。

次に、48ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。3件ございます。

まず、くまモン利用許諾審査業務、それから次のくまモン隊管理運営事業に係る債務負担の設定でございますが、いずれもくまモンのイラストロゴの利用申請に対する許諾審査の業務や県内外におけますくまモン隊の活動の新年度に向けた準備を行うため、あらかじめ議会の議決をお願いするものでございます。

それから、伝統工芸館の管理運営業務につ

きましては、理由は同様ですけれども、消費税法の改正に伴う債務負担行為の追加でございます。

ブランド推進課は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○浦田祐三子委員長 それでは次に、企業局長から総括説明を行い、続いて関係課長から説明をお願いします。

○河野企業局長 企業局でございます。

今回御提案申し上げております議案は、平成25年度熊本県電気事業会計補正予算など、予算関係5件でございます。

通常の補正予算の主な内容としましては、国に準じた給与削減に伴う職員給与費の減額、また、八代工業用水道における導水管耐震化工事を昨年度の国の経済対策補正予算で実施したことに伴います現年度予算計上分の減額でございます。

そのほか、年度当初から執行が必要な施設管理業務等の債務負担行為の設定をお願いしております。

また、経済対策関係予算の主な内容といたしましては、電気事業における荒瀬ダム関連事業費のほか、有明工業用水道の設備更新や八代工業用水道の導水管の耐震化に係る経費を増額補正するものでございます。

なお、経済対策関係予算につきましては、県議会のお力添えもいただきまして、国に支援を働きかけました事業全てについて予算化を図ることができております。

詳細につきましては、次長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

そのほか、荒瀬ダム本体等撤去工事の進捗状況など2件について御報告をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○古里企業局次長 それでは、資料の51ペー

ジをお願いします。

企業局関係の3事業の補正予算についてまとめた総括表でございます。

次に、52ページから具体的に御説明を申し上げます。

まず、電気事業関係でございます。

収益的収入の営業外収益において、一番上の補正欄の関係になりますが、917万5,000円の補正増額をお願いしております。

これは右の説明欄にありますように、震災復興のために宮城県に派遣しております職員の給与に対する負担金850万、それから職員の児童手当関係、これを実績に伴いまして67万5,000円、それぞれ増額をお願いするものでございます。

下の収益的支出の営業経費につきましては、職員の給与削減などに伴いまして、1,326万2,000円の減額補正をお願いしているものでございます。

以下、工業用水、駐車場におきましても、収入において実績に基づく児童手当の減額、支出における給与費の減額補正等がございます。

53ページでございます。

資本的収支、投資的経費でございます。これらは荒瀬ダムに関するものでございます。

国の社会資本整備交付金を活用しまして事業を実施しておりますが、撤去に伴いまして、水位低下などにより新たに護岸の補強に取り組む必要が生じました。そのため、事業費の増加分1,500万円を増額するものでございます。

54ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定をお願いするものでございます。記載のとおり、発電所の工作物の巡視ほか、3件に関しまして設定をお願いするものでございます。

55ページでございます。

工業用水関係でございます。

一番上の収益的収入の営業外収益のところ

でございますが、補正額として220万9,000円の減額をお願いしております。

これは右の説明欄にありますように、工業用水道事業で25年3月に借り入れた企業債利息などが確定したことによりまして、一般会計からの繰入金を160万円減額するものでございます。さらに、その下は、児童手当、給与削減等の減によるものでございます。

下の収益的支出の営業外費用でございますが、企業債の利息等の確定に伴う支払い利息221万7,000円の減額をお願いしております。

56ページをお願いいたします。

投資的経費でございます。資本的収支についての補正でございます。

まず、上の資本的収入のうちの企業債、補正額のところでございますが、1億1,800万円、次に、工事受託金1億800万円余りでございます。さらに下でございます資本的支出の建設改良費のところの2億3,900万円余りにつきましては、右の説明欄にありますとおり、八代工業用水の導水管の耐震化の工事でございます。

これは、もともと平成25年度の当初予算によりまして実施することとしておりましたが、昨年、国の緊急経済対策に伴い、昨年の24年2月補正で予算化し、前倒しで実施しております。そのため、当初予算に計上した予算を減額するものでございます。

次に、有明工業用水でございます。

上の資本的収入の3段目でございますが、補助額34万3,000円、さらに下の資本的支出のうちの長期借入金94万9,000円の減額補正でございます。

24年度に実施しました有明工業用水の主要設備更新工事費、この減額に伴い、そのための借り入れも減りましたので、ともに繰入金、償還金をそれぞれ減額補正するものでございます。

57ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

有明工業用水の導水トンネルの調査委託ほか2件について、それぞれ記載の内容のとおり設定をお願いするものでございます。

58ページをお願いいたします。

駐車場関係でございます。児童手当、職員給与等の削減に伴います減額でございます。

59ページでございます。同じく債務負担行為の設定でございます。

駐車場の賠償責任ほか3件につきまして、それぞれの内容のとおり設定をお願いするものでございます。

続きまして、経済対策、別冊の関係を願います。

別冊の12ページでございます。

企業局で経営をしております3事業の補正予算について、今御説明しました通常の補正も含め取りまとめた総括表でございます。経済対策につきましては、電気事業と工業用水が対象となっております。

13ページでございます。

電気事業でございます。

上の収益的収支のところでございますが、国の制度を活用しまして、建築から40年以上経過しております市房発電所及び緑川発電所の管理棟の耐震診断を実施するものでございます。

次に、下の資本的収支でございます。

荒瀬ダムの浸水対策等を実施しております路側構造物の補強でございますが、早期着手が可能な県道の工事を実施するものでございます。工事費のうち、7,000万円を収入の受託工事と支出の工事費に計上し、さらに事業の実施により生じます50万円、これを企業局が負担するものでございます。

14ページをお願いいたします。

国の制度を活用しまして、有明工業用水の主要設備の更新、さらに八代工業用水の導水管の耐震化を実施するものであります。

有明工業用水につきましては、電気設備関係でございますが、給水を開始しました昭和50年

から一度も更新しておりません。大変老朽化が進んでいる状況の中から、今後5年をかけた順次更新をすることとしております。今年度から工事に着手しておりまして、今年度の補正予算では、受変電設備や送水ポンプ設備などの更新を予定しております。

また、八代工業用水の導水管は、漏水事故が頻発しているような状況でございます。そのため、本年度から4年間の予定で耐震化の工事を進めております。今回の補正予算では、約1.2キロでございますが、導水管の更新を予定しております。

事業につきましては、下の資本的支出の建設改良の補正額の欄をごらんいただきたいと思います。合計で9億3,000万円余でございます。さらに、右になります。その財源内訳でいきますと、国からの補助が7,090万、企業債が7,100万、その他につきましては、7億8,800万円余でございます。この主な内容は、長期借入金金が1億3,000万円余、それから工事受託金というのがございます。これは他の共同事業者からの負担金でございます。これが6億1,500万円余となっております。

企業局は以上でございます。

○浦田祐三子委員長 それでは次に、労働委員会事務局長から総括して説明をお願いします。

○西岡労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。

今回提案しております補正予算について御説明いたします。

厚いほうの説明資料の最後、60ページをお願いいたします。

まず、委員会費ですが、右説明欄の委員報酬は、労使紛争のあっせん等の事件数が見込みを下回るため、それに伴って減額するものでございます。

次に、事務局費でございますが、職員給与につきましても、給与の予算計上のルールに沿って所要の調整を行うものでございます。また、運営費につきましても、委員研修などに係る旅費の執行見込み額が当初を下回るため、減額するものでございます。

以上、1,088万円余の減額補正により、補正後の当委員会の予算総額は1億545万2,000円となります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○浦田祐三子委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 商工観光労働部長にお尋ねしたいんですけども、県全体の予算としても200億以上の減額と、経済対策で200億円ぐらい、要するにマイナス20何億かの減額になっていますよね、全体。商工のほうも大体同じような流れになっているんですけども、大体例年——職員給与の部分の減額もあると思うんですけども、例年とすると、この減額分というのは多いんですか、少ない。

○真崎商工観光労働部長 まず、私ども商工観光労働部の減額で一番大きいのは、制度融資に係る分の、いわゆる枠で持ってて、その分がいわゆる最終で閉めたときに、それだけ利用されなかったというふうなものが一番何十億とあるわけですけども——20億ですね。

これは、その原因としては、市中の金融機関の貸し出しの条件が非常によく、先ほど、説明を冒頭に申し上げましたように、景気の流れもよくて、非常にそちらのほうの利用がふえているようでございます。

制度融資としては、これはやっぱり最終的なライフラインの一環として我々は用意すべきなんですけれども、昨今の状況を見て、

まだこれは先議の委員会でございますが、来年度予算においては、その部分を見越したところでちょっと枠を小さくしようかなというふうなことで、今般の定例会のほうに御提案申し上げているところでございますが、預託金の融資残高が550億から480億に減少しているというふうなことでございまして、その分やはり小さくといいますか、新規の貸し出しが減っている、預託の残額がですね。そういったものが主な原因だと思っております。

○西岡勝成委員 いろいろ経費を節減して減額していく分には、我々もそれはそれでいいと思うんですけども、私は、今部長の御説明で思うのは、中小企業がある意味まだ元気がないんじゃないかと、先行きに対して。

いろいろ今説明がありましたように、ほかの金融機関の貸し出しが非常に緩くなっているといいますか、そういう影響もあるという話ですけども、この制度資金というのは、まだ使いやすいはずですね、本来だったら。ほかからすれば金利も安いし、そういう意味からすると、中小企業が将来に向かってまだいろいろ展望が開けてなくて、設備投資を控えているんじゃないかというような感じもせぬでもないんですけども、こういう、産業支援課にしても、金融課にしても、かなりの減額があつてますよね。そういう心配を私は逆にするんですけども、どうなんでしょう。

○真崎商工観光労働部長 県内景気の動向についても、冒頭の説明時に申し上げたとおりでございますけれども、県内景気につきましては、私は着実によくなってきていると思っております。ただ、業種によっては、やはり厳しい業種等はございます。ですから、委員が今おっしゃったみたいに、将来展望が見通せなくて、いわゆる貸し出し、借るのをちゅうちょされているというのものではない

かと思っておりますが、全体的に見ますと、そうではなくて、非常に、市中金融機関の方とお話ししても、融資そのものはふえているといいますか、設備投資も戻ってきているようなお話も聞いておりますので、全体としてはそんなことはないのではないかなど。当然、さっき言いましたように、業種によっておっしゃったことはあるというふうな認識は持っております。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありませんか。

○小早川宗弘委員 25ページの商工振興金融課にお尋ねしますけれども、一番上の商業総務費、これの商業指導費という中で、商店街まちづくり推進事業が920万円の減額と。これは、商店街まちづくり推進事業というのは、総額でどれぐらいあつたのかということをお聞きしたいと思います。

○伊藤商工振興金融課長 商店街まちづくり推進事業としては、まず商店街まちづくり補助金というのがございまして、それが1,781万円余でございます。それから、共通商品券、全国大会の補助金というのが100万円等ございまして、全額では1,918万円でございます。

○小早川宗弘委員 1,900万円のうち920万円ぐらいが減額というふうなことで、半分は使われとらぬとかなというふうなことで、商店街といえば、どこの商店街も、大型店とか、いろいろ少子高齢化だとか、そういうので非常に疲弊をしているところが多いと思うんですけども、何かこう予算が、事業が確定しとらぬけん、これだけ余つたというふうなことなんでしょうけれども、何か使い方を工夫すれば、もう少し商店街のためにいろいろお金を使えるんじゃないかなというふうに思う

とですよ。その辺は、やっぱり地元の商店街の方々の手が余り挙がらなかったということなんでしょか、この減というのは。

○伊藤商工振興金融課長 実は、平成24年度の国の経済対策の補正の中で、商店街活性化事業、これはソフト事業でございますけれども、これが100億、それから商店街まちづくり事業といいますのが、これが200億、事業費が経済対策としてございまして、これは補助率が3分の2というのが原則でございます。県の今私どもが設計しているのが大体2分の1でございますので、どっちかということも使い勝手がこちらのほうが良いということもありまして、私どもも含めてですが、補助率が高いということで国の事業を積極的に使っていたきたいというようなお話しもしまして、実際、県内の市町村等では、そちらを使って商店街の活性化の事業を積極的に展開していただいたというふうに理解しております。

そういうものもありまして、私どもで実際に対象にしましたのは、ある程度小さい事業、国の事業になかなかのらないような事業を対象にしましたものですから、件数は12件程度でございますけれども、事業費としてはそんなに大きくなってないというのが現状でございます。

○小早川宗弘委員 わかりました。後でいいですから、この使った予算のリストのごたつとがあれば、どこでどういうふうに使ったのかというのを教えてもらえればと思います。

以上です。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありませんか。

○井手順雄委員 くまモンのところをちょっと聞きたいんですが、48ページ。

26年度の業務委託費ということで1億弱、予算要求ということで書かれておりますけれども、実質、このくまモンさんが何匹いらっしゃるかわかりませんが、1億程度で年間活動されるということで認識してよろしいんですか。

○成尾くまもとブランド推進課長 いわゆるくまモン隊の管理運営事業での中におきまして、東京、大阪、福岡、熊本、海外も含めた活動を担っていただいております。

○井手順雄委員 実際、そのくまモンさんの隊が、何人かでイベントとかいろんなところに行っているなことをやられると思う活動費が1億程度で置けるならば、逆にこの程度というとおかしいんですけれども、これに対しての費用対効果というのは大きなものがあるわけですね。という中で、実質本当の意味の——例えば、動いてそこに行った会場あたりの設営費だとか、これに付随する金額というのは、この程度じゃなかでしょう。

○成尾くまもとブランド推進課長 今ここの債務負担に上がっております経費というのは、純粋にくまモン隊が国内外で活動する経費でございまして、実際に昨年ことしの実績でいきますと、2,400回ぐらいの出動が限界かなというふうに思っているところです。これは東京、大阪も含めてということになるんですけれども。

それで、実際に行き先の会場設営費等というのは、実は主催者側のほうで用意していただいておりますので、私どものほうで会場設営等を行っておりますのは、1月から3月までの間に開催しております、いわゆるくまモンの感謝祭といいますか、東京、大阪、福岡、熊本——熊本は3月に入ってからになりますけれども、こういった経費というのは、ここに上がっている費用とはまた別に予算要

求をさせていただいているところでございます。

○井手順雄委員 パレアあたりで常設でやっておられる予算等々、そういった経費は総額幾らぐらいになるんですか。

○成尾くまもとブランド推進課長 くまモンに関します総額といたしましては、済みません、概数で申しわけございませんが、大体2億円というふうに御理解いただければと思います。この費用も含めましてですね。

○井手順雄委員 2億円程度で、何千億円…（「1,200」と呼ぶ者あり）相当、これはいい宣伝というか、熊本県にとっては本当にいいことだろうというふうに思いますので、今後も継続して、あと何年も続くような対策をとりながらやっていっていただきたいというふうに思います。2億円程度で済むならね。

○成尾くまもとブランド推進課長 ありがとうございます。年頭に当たりまして、知事からも、今後100年続くようなキャラクターとしてしっかり対応してくれというふうなお言葉もいただいておりますので、私どもも、それに向けて、今後フロンティアを広げて頑張ったいと思いますので、委員の先生の皆様方もよろしく御支援お願いいたします。

ありがとうございます。

○井手順雄委員 今、県外の県会議員さんたち、熊本県に視察ということで、一番多いのは、このくまモンというところの視察が多いんですよ。そういった意味でも、日本中注目の的でもありますし、今後、今のような格好で頑張ったいと思います。

以上です。

○西岡勝成委員 済みません、ちょっとまた戻るんですけども、27ページの高度化資金貸付金、これは1事業がこんな延期になった結果なんですか。

それと、もう1つ、設備貸与にしても、どのぐらいの件数があるのか、ちょっとお尋ねします。

○伊藤商工振興金融課長 高度化資金貸付金につきましては、当初予算では2事業分を想定しておりまして、その2つともが今年度事業着手に至らなかったということでございます。

あと、設備貸与資金につきましては、これは産業支援財団に県のほうがお金を貸与してということですが、相談件数としては、それなりに件数としてはあったんですが、実際の融資ということになりますと、今のところまだ実際の融資自体はされてないということで、貸与はされてないということでございましたので、今回減額するというにいたしました。

○西岡勝成委員 高度化資金のほうは、次年度は可能性はあるんですか。それと、いずれにしても、貸し付けの条件が厳しくないのか、現状に合わないのか、やっぱりこれだけ用意して使われないというのは、本当は使って足らぬぐらいの感じのほうがいいんでしょうけれども、どうなんですか。来年度は…

○伊藤商工振興金融課長 高度化資金につきましては、後議分でまた御説明させていただきたいと思いますが、予算的には1事業分を確保したいというふうに思っております、そのお願いをする予定にしております。

全体的な使い勝手の件でございますけれども

も、やはり先ほど部長からも申し上げたように、民間のいわゆる金融機関のプロパー資金が、非常に積極的に貸される場所が多いということもございまして、ある程度業績のいい優良な企業についていうと、資金的には手当てが大体進んできているということがございます。

高度化資金貸し付けにつきましても、当然ある程度の事業将来性が前提となった貸し付けになりますので、そういう審査をするに当たって、対象から外れる事業組合といいますか、そういうところもありまして、なかなか融資ができない部分というか、実績が上がってないところが現状としてあるということもございまして。

○西岡勝成委員 無理に貸し付けて、ひっかかったら大変ですから。高度化資金というのは、監査の場面でもいろいろ出てきますけれども、かなりひっかかる部分もあるので、無理はする必要はないんですけども、やっぱりこうやって利用されるということもまた大事なことです。ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑は。

○森浩二委員 廃棄物対策課、13ページかな。

1番の海岸漂着物対策推進事業ですけども、これは3,000万ぐらい余っとるでしょう。もともとは幾らぐらいの金額だったんですか。

○坂本廃棄物対策課長 先ほど御説明をさせていただきましたように、25年、26年で約1億1,000万の補助を国からいただいております。その半分を一応計上させていただいております。

○森浩二委員 これは、発注とかそういうのはどういう形態でやりよるとですか。海岸には、まだいっぱいごみが残っているような感じがするけど。

○坂本廃棄物対策課長 これは、県執行分と市町村執行分がございまして、県執行分につきましては、土木部、農林水産部のほうで事業を実施していただいているという状況です。市町村のほうには、直接私どもから事業費を調査しまして、うちのほうから補助を出しているという形で実施をさせていただいております。

○森浩二委員 3,000万近くは、残さぬなら残さぬでも事業を出せばよかこつでしょう。何でこれはこんな金額、結構まだごみはあるのに残すわけですか。

○坂本廃棄物対策課長 先ほど申しましたように、土木部の事業執行のところも十分協議をさせていただきましたけれども、今回海づくりとかいろんな大きなイベントがございまして、そちらのほうを集中的にやった関係もございまして、来年度この事業をそのまま繰り越しという形で使わせていただいて、来年度、その辺またやってない部分等についてはきちんと対応してまいりたいというふうに考えております。

○森浩二委員 じゃあ、26年度に繰り越して使うということですね。

○坂本廃棄物対策課長 はい、そうです。

○森浩二委員 はい、わかりました。

○井手順雄委員 今、海づくり大会で事業残という話がありましたけれども、どこの海岸で海づくり大会のがかぶって執行残になった

というような認識なんですかね。

○坂本廃棄物対策課長 特に、芦北、水俣、牛深、それと熊本港の海域ということで理解をしております。

○井手順雄委員 取ってつけて——水俣、芦北以外の地区で、海づくり大会で海岸を掃除したというようなことは聞いておりません。その中で、今話にありました農林水産部と土木部で振り分けて事業を行ったということですが、この内訳は幾ら幾らぐらいですか。

○坂本廃棄物対策課長 しばらくお待ち願いますか——内訳といたしましては、予算額で、県執行分として2,600万、それと市町村執行分として2,800万を計上いたしておりますけれども、県執行分といたしまして511万しか執行できておりません。市町村の執行として1,700万執行いたしております。

○井手順雄委員 違う。農林水産部に幾ら事業費としてやって幾ら残ったか、土木部に幾ら予算をやって残ったのか、そこ辺をお聞きします。

○坂本廃棄物対策課長 農林水産部で、当初、私どもで事業の要望調査を行いましたときに、計画額としては850万程度、農地整備課並びに漁港漁場整備課のほうで執行するという計画が上がっておりましたが、執行見込みとしては、実質、先ほど申しました額程度しか執行できてない、100万程度しかできてないという状況でございます。土木部のほうは、河川課、港湾課で、計画額としましては1,700万程度ございましたけれども、執行見込みといたしましては、411万程度しか執行できておりません。

○井手順雄委員 これは大きな問題ですね。私も水産関係のところにおりまして、毎年海岸の清掃というのは県にお願いをしているところですよ。

そういう中で、県は予算がないから、例えば組合が幾つもありますけれども、1つの組合で何十万程度なんですよ。総額すれば、水産部の資金も合わせまして300万程度しか清掃費としての計上がないんですね。私たちは、もう少しふやしてください、この金額では足りませんということを再三お願いしているんですけども、その現状は変わらないわけですよ。

こういった予算の中で、例えば850万予算を組んであれば、何でそういったところにつながっていかぬとですかね、農林水産部に。何でそれが不用額として、100万しか使ってませんと、あと750万はお返ししましたと。何でその750万は返ってくるんですか。そこあたりの理屈を教えてください。

○坂本廃棄物対策課長 私どもも、執行額が少ないというものは、再三土木部、農林水産部のほうには申し入れています。ぜひとも使っていただきたい旨は言っておりますが、今回はほかの事業のほうを優先的にやるという形でお答えをいただいております。

それで、先ほど申しましたように、2,900万減額をさせていただきますので、それを繰り越す形で、来年度、関係部局とも十分連携をしまして、その辺の海岸漂着物の処理に努めてまいりたいというふうに考えております。

○井手順雄委員 これは海外漂着物に限っての清掃ですか。それをはっきり言わなわからぬ。通常、海岸の漂着物というか、海外から例えばハングル文字のペットボトルが来ましたとか、漢字のいっぱい多い漂着物が来ました、そういうとに限って撤去する費用という

ことでの認識ですか。それとも、例えば川から流れてきたやつが漂着したのは、この事業じゃとっちゃいかぬわけですね。その辺の理屈はどがんですか。

○坂本廃棄物対策課長 例えば、中国から流れてきたものだけが海岸漂着物ということではなくて、先ほど一番最初に申し上げましたが、災害等で流木等が流れてきたものも、当然海岸漂着物という形の認識でございます。

○井手順雄委員 外国という意味じゃなしに、海岸漂着物……（「海岸漂着物」と呼ぶ者あり）ああ、じゃあよかったい。ぜひとも、これは農林水産部に言うてくれぬですか、それは。何で750万も執行残で残ってるとかな。予算がありませんと言うとよ、農林水産部は。

○坂本廃棄物対策課長 それは十分私のほうからも担当課長のほうに申し伝えたいと思います。

○井手順雄委員 よろしくをお願いします。

○西岡勝成委員 私も漁港課の人と一緒に現場を見にいきました。テトラポットの中のごみというのは、なかなか、これはもう人が入れないんですよ。それで、発砲スチロールが粉々になっていきますし、ペットボトルはあるし、あれをとろうと思ったら、何かバキュームカーみたいにばんばんばんそれを吸い込むような機械をつくらないと、到底無理ですよ。これはもうちょっと豪雨があたり台風が来たりすると、もう山ごとテトラポットの中に入り込んでしまうんですよ。テトラポットがごみの巣みたいになって、そして、そこでもまれて粉になるんですね、発砲スチロールが。

これは本当にもう生態系にも影響してくる

し、リモネンの話も一回私はさせてもらったことがありますけれども、そういう発砲スチロールを溶かすあれがあるんですね。発砲スチロールというのは、体積が大きいので、非常に持ち運びにかかるので、そういうことも含めて、全体的に海をどうするかということをやっぱり考えながらやっていかないと、ただ単に予算をつけても、これは海はきれいにならないと思いますよ。

それと、県民意識ももちろんです。養殖業者あたりも含めて、そういうことも考えてやらないと、ただ掃除ばかりじゃできないと思うので、その辺も含めて、廃船の問題も全体的なあれでやっていかなくちやいかぬ部分がありますけれども、全庁的にこの問題もやっぱりいろいろな角度から検討する必要があると思います、私は。

○坂本廃棄物対策課長 私どもで海岸漂着物に関します連絡協議会を設置しております。関係市町村並びに今先生おっしゃった関係団体等も入っていただきまして、それと私の土木部並びに農林水産部も入って協議会を設置して、今年度どのような形でやっていくかという議論もその中でさせていただいておりますので、十分、先生が今御指摘いただいたことにつきましても、その中で議論をして進めさせていただきたいというふうに考えております。（発言する者あり）

○浦田祐三子委員長 しっかりお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

○東充美副委員長 最後の古里次長に聞きたいんですけども、先ほど1.2キロの4年間で耐震化ですかね。導水管の耐震化の件ですけども、今までちょっと耐用年数を過ぎたと言われたけれども、漏水の箇所はどのくらいあったんですか。別冊の最後のほうか

な。工業用水道事業会計のところですよ。

○古里企業局次長 八代工業用水のほうは遙拝堰から取水をしております。導水管の延長としては大体7キロございまして、いわゆる今回補修の対象とします区間、これにつきましては大体3.4キロということでございます。ことし実施しますが、1.2キロという状況でございます。

○東充美副委員長 耐震化というと、やり方がいろいろあると思うんですよね。この前ちょっと聞いたんですけども、工法も簡単にできて、資材も安くなるという、そういう工法でやるということなんですけれども、どういふ、耐震化をやると、どこまでの——震度何といえますけれども、この前の東日本大震災みたいな、ああいう大きな地震にも耐えられるようなものですか。

○古里企業局次長 現状のところ、大体震度3ぐらいでちょっと危ないという状況でございます。ですから、それをさらに強化するというので、今の工法としては、大変住宅が連担しておりますので、現在の管の中にさらに内側に強化プラスチックの管をずっと横から挿入していくということでございます。ですので、震度の関係はわかりませんが、今後相当のそういう地震等には耐えられるようにやっていくと、できるというふうに考えております。

○東充美副委員長 大きな地震が来ても、大体それでもつというか、今言われたプラスチックで——上塗りじゃなくて内側ですよ。

○古里企業局次長 強化プラスチック複合管というものを内側に入れていくということで、全部掘削というのも大変工事が長期間になります。そして工事が複雑になりますの

で、何カ所かの穴をあけて、そこから横に管を入れていくという工法でございます。

○東充美副委員長 人の血管の中にあかたまってよく見えてないという感じですから、中をきれいに一回掃除といいますか、管をしてから、ただ投げ込むだけですか。工法の仕方というのがちょっとわからぬものだから。

○古里企業局次長 昨年から設計等やっております、ことし、そういう当該部分についての洗浄といいますか、先生御指摘のそういう作業を進めて、本格的に管を入れていくという作業の次の段階に今後着手していくという状況でございます。

○東充美副委員長 というと、その間は、導水ですから、もう水も全然流さない期間というのはどのくらいになるんですか。

○古里企業局次長 実は、すぐそばに農業用水の水路がございます。そこを利用させていただきながら、いわゆる農閑期の期間を利用して工事をしていくということで、農業者の方にも迷惑がかからないような工事の工程で臨むというふうに考えております。

○東充美副委員長 だけん、震度3から震度6までぐらいもてるような形で、耐用年数はまた何十年という形でもつわけですたいね。

○古里企業局次長 御指摘のとおり、私どもが施工後、長年そのままなかなか工事ができなかったというような状況がございます。やはりここまで——この時点大変漏水が頻発していることからわかりますように、もうこれ以上そのまま工事を着手しないと、さらに大きな被害等、ユーザーの方に迷惑がかかる可能性が大でございますので、ここは最後、ここでしないと大変な御迷惑をかけるのでは

ないかということで、今回踏み切っているというような状況でございます。

○東充美副委員長 どちらにしても、工事用水もそうですけれども、今農業用水の配管なんかも、もうどこの土地改良区も、大体耐用年数が来て、更新の時期に来ているんですけれども、そこで、予算関係で、どこも大変な——所有者といいますか、地権者からの同意がとりにくいところも多いんですけれども、こういうところはやりやすいですよ。農業関係は大変と思います。

それで、導水管だけじゃなくて、ほかに制御とか、例えばポンプとか、そういうのも結局耐用年数が来とるから、それも一緒にかえていくんでしょう、ここに書いてあるように。

○古里企業局次長 将来的には、八代工水も浄水場等でございます。そういう受変電設備、送水ポンプ場関係のポンプ関係、電気設備も当然今後対象になってまいります。

現在は、先行する形で、先ほど申し上げましたが、有明工水のほうを昨年から設計等やりまして、今度から浄水場のポンプ、受変電設備、こういうものを更新するというところで、まさに企業局にとっては、そういう設備更新がピークを迎えつつあるというような状況でございます。

○東充美副委員長 わかりました。この前の荒瀬ダムの発破のあれじゃないけれども、またそういう設備を実地にされている現場をぜひ見せてほしいと思いますので、そのときはまたお願いしときます。

以上です。

○古里企業局次長 よろしく申し上げます。

○磯田毅委員 耐震化とありますけれども、

耐震化というのは、どれぐらいの震度というきちっとした数字とかいう設定はありますか。

それと、さっき言われた、プラスチックでするやつについての耐用年数というのは、どれぐらい見ておられますか。

○福原工務課長 工務課でございます。

その件でございますけれども、この工事に当たりましては、今次長のほうから説明がありましたように、今のパイプの中にプラスチックの複合管を入れるんですけれども、入れたその外側、元あった管とその複合管の間にモルタルを充填して補強します。そのことによって、レベル2の地震というんですけれども、東日本大震災クラスとか阪神・淡路大震災クラスの地震があっても壊滅的な影響は受けないというような強度のものを構築することにしております。耐用年数については、30年から40年は大丈夫ということで考えているところです。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 質疑がなければ、終了いたしたいと思います。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第2号、第6号、第13号、第14号、第17号から第19号まで、第21号、第23号、第24号、第26号、第27号、第30号及び第31号について、一括して採決をしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認めまして、一括して採決をいたします。

議案第1号外14件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認めま

す。よって、議案第1号外14件につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

報告の申し出が、環境生活部から1件、企業局から2件っております。

まず、説明を受けた後に質疑を受けたいと思います。

それでは、報告事項1につきまして、環境生活部から説明をお願いいたします。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課です。

報告事項資料の1枚物「水俣病の認定制度に係る今後の対応について」をお願いいたします。お時間のない中で大変恐縮ですが、御報告をさせていただきます。

昨日、環境省の北川副大臣が蒲島知事のもとを訪問されました。目的は、知事が昨年12月19日、臨時の記者会見で申し上げ、その後環境省に要求していた事項に対する回答であります。

前回の本委員会でも御説明申し上げ、また、本県議会の開会日における知事の議案説明でも触れられた内容ですが、資料に入ります前に再度申し上げますと、昨年10月末に、国の不服審査会が、県の処分に対して認定相当とする裁決を行いました。これは、不服審査会の委員全員により従前の裁決を変更するというものでした。これに対して、環境省は参考事例であるとの認識を示し、その結果、同じ国において異なる考え方が生じる事態となりました。

県としては、このような国における考え方について整理がされていないという現状と、昨年7月に要望しておりました公健法上の補償制度の検証にも応じないという環境省の姿勢を踏まえて、県での認定審査業務を続けることは非常に困難であると判断いたしました。

そこで、環境省に対して、臨時水俣病認定

審査会いわゆる臨水審を設置し、国において審査を行うよう要求したところです。

では、資料に沿って御説明を申し上げます。この資料は、環境省が作成し、昨日知事に示された回答です。

まず、1の認定審査に係る対応についてですが、「環境省において、最高裁判決を尊重し、これに沿って総合的検討のあり方を具体化した通知を取りまとめる。」とあります。これは臨水審のこととはやや離れますが、昨年の4月の最高裁判決を受けて、県としてその判決を尊重する必要があるということに従前から訴えてまいったところですが、国としても尊重したいという考え方を示したところでもあります。

次に、(1)の不服審査会への対応について。

このところでは、国に異なる考え方があるという点を踏まえ、総合的検討の具体化通知が出された後に、その内容を不服審査会に説明したいということでもあります。

次に、(2)の臨水審についてですが、環境省として、臨水審を開催できる状況を整えるとしており、県の要求を受け入れたところでは、

少し飛びますが、2の公健法上の補償制度の検証については、より円滑に運用しやすいものとなるよう検証が必要であるとの知事の要望を踏まえ、1年をめどに検証結果を取りまとめるというものです。

そして、その次のところで、その検証作業に当たっては、各県からも意見を聞きたいとされております。

以上、申し上げましたように、県の要求については、受け入れていただいたものと考えております。

そこで、県としては、資料の(2)の臨水審についての2番目の丸のところ「熊本県は」というところですが、これは回答というよりも県としての対応になりますが、熊本県は、

今後の状況を見きわめながら、いつでも認定審査ができるよう、必要な準備を行いたいと思っております。

具体的には、国であれ、県であれ、認定審査を行う前には、前もって準備としての疫学調査や健診は必要でございます。これにつきましては、今後も引き続き取り組んでまいることになると考えております。

説明は以上でございます。

○浦田祐三子委員長 続いて、報告事項2及び報告事項3につきまして、企業局から説明をお願いします。

○古里企業局次長 企業局でございます。お手元の資料をお願いいたします。

荒瀬ダムの工事の状況と公営企業の会計制度見直しについて御説明いたします。

まず、1ページでございます。

本年度の荒瀬ダムの撤去状況を時系列的に御報告しております。

一番上の写真でございますが、昨年5月1日時点での写真でございます。まだこの時点では水位が低下しておりません。クレスト面までの湛水というような状況でございました。

中段の写真でございますが、水位低下装置を1門設置し、水位低下状況の写真でございます。ダム上流部が陸上化しているような状況でございます。

下段の写真は、水位低下を2門設置した状況でございます。

2ページでございます。

本年1月15日の状況でございます。上流に作業ヤードを整備し、倒壊発破の準備を行っている状況でございます。

上段と中段の小さな写真でございますが、1月31日に実施しました倒壊発破の状況でございます。また、さらに中段と下段の小さな写真が2月7日でございますが、実施しまし

た倒壊発破の写真でございます。

現在、倒壊しました門柱を撤去しているような状況でございます。

引き続き、安全や環境に十分配慮して、ダム撤去を確実に進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

会計制度の見直しでございます。

まず、見出しの部分でございますが、国際基準を踏まえまして、変わっております民間企業の会計原則の考え方を地方公営企業にも取り入れるというような形で、国において会計制度の見直しが行われております。既に平成24年から資本制度等が見直され、利益処分等に対する国の規制が緩和されております。

1の②でございますが、会計基準の見直しにつきまして、平成26年度からの予算、決算から適用することとなっております。

今回の見直しの項目でございますが、2にありますように、11項目ございますが、多岐にわたっておりますので、今回は予算に主に影響を与える2項目について説明させていただきます。

3の表の項目のところでございます。

まず、補助金により取得した固定資産の償却制度でございます。ちょっとわかりにくいので、右の4ページのイメージ図で説明をさせていただきます。

2行目に四角で囲んでおりますが、10億円の固定資産を自己資金6億円と補助金4億円で取得し、10年間で償却すると仮定した場合でございます。便宜上、残存をゼロとしておりますが、固定資産は長年にわたって公営企業の活動に使うものでございますので、固定資産を取得した年に一括して費用を計上せず、耐用年数で分割し、毎年度費用を計上する減価償却制度を採用しております。

上の段の左をごらんいただきたいと思います。

これまで、施設整備等の補助金を4億円受けた場合、10億円の資産のうち補助金の4億円を除いた6億円を10年間で分割し、毎年度6,000万ずつ減価償却として費用計上をしておりましたが、このみなし償却制度、これを採用しておりました。この場合、補助金相当の4億円は減価しませんので、耐用年数が過ぎても、どんなに年数がたっても、資産の額は4億円となりまして、実態を適切にあらわしてないのではないかと指摘がございました。そこで、今回の見直しでは、この制度を廃止することとしたわけでございます。

下段の見直し後のところをごらんいただきたいと思っております。

左図の固定資産であらわしておりますとおり、10億円の資産を単純に10年で1億円ずつ減価償却して費用を計上することになります。

一方、4億円の補助金につきましては、右にありますように、長期前受金という科目で受け入れまして、10年間で分割して、毎年4,000万ずつ収入に計上することになります。

これらの予算の影響でございますが、中ほどの収益的収支の上段と下段を見比べていただきたいと思っております。

今回の見直しでは、結果として収支は変わらないものの、収入、支出ともに増加します。予算規模そのものは大きくなるような状況でございます。

申しわけありませんが、3ページにお戻りいただきまして、3の表の下でございます。

2つ目の引当金でございます。

これまで、職員の退職や突然の修繕工事などに備えまして、任意に積み立てを行っておりましたが、新会計基準では、退職金は計上を義務づけられる一方、その他の修繕につきましては、定められました要件を満たすもの以外は計上できなくなっております。

来年度の予算額におきましては、定められた算定法により、引当金を計上するというよ

うな状況でございます。

企業局は以上でございます。

○浦田祐三子委員長 以上で報告の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思っております。質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 水俣病の件についてですけれども、昨日副大臣がお見えをいただいて、12月に出された知事要望書についての回答をつくってこられたわけですが、臨水審については国のほうですということですが、ただ、私は、患者側が申請者側がそれを受け入れないんじゃないかというような話をちょっと心配しているんですけれども、ぜひ申請者の皆さん方も、国がこういう前向きな対応を今考えて、解決に向けて一歩でも前進しようと、これは国も県もですけれども、やっとなかなかでございますから、ぜひ、これは県のほうも申請者の皆さん方にも説明をして、納得をいただいて、ぜひこの体制に協力をしていただきたい、するように御努力をまずお願いをいたしたいと思っております。

臨水審で審査をいろいろされる中で、要するに判決に基づいた判断基準というものもこの1年をめどに示されるということですから、それに沿ってまた熊本でも審査会が再開されるような形になると思うんですけれども、1年でまた随分申請者がたまってくる可能性がありますので、できれば早目に内容を環境省もまとめていただくようなことを、ぜひ県としても国に対して働きかけていただきたいと思っております。

要望といいますか、今の現状の中で、部長、この問題が一つ前に進んだという私は感じがするんですけれども、進むだろうという感じがするんですけれども、まだ内容もはっきりわからない部分もありますし、時間もかかるようなんですけれども、その辺はどうか。

○谷崎環境生活部長 今西岡委員のほうからお話がありましたように、国のほうが、昨日の副大臣の回答ということで、臨水審の設置開催を行うということのお答えがありました。これについては、私どもが願っていた部分でもございましたので、ぜひそれは実現をしていただきたいという願いの中で今回お答えいただいたと思います。

ただ、これにつきましては、国任せにするのではなくて、私ども自身もその臨水審の制度を十分生かされるような形で進めていただきたい。そうでないと、私どもが、もともと2つの考え方が異なる中で臨水審の設置要望をいたしましたので、臨水審の開催によって今回国のほうの考え方が示されるということが大事でございますので、ぜひそれに向けた努力はしていきたいと思っております。

今お話がありましたように、臨水審につきましては、今後、今県のほうに申請をされている方々の同意が必要になります。この同意につきましては、私どもとしても、精いっぱいそれぞれの申請者の方々に、今回の状況につきまして丁寧に御説明をし、また、臨水審への移送をさせていただくようなお願いをしていきたいと思っております。その努力は最大限払ってまいりたいと思っております。

今回の動きにつきましては、これまで、先ほど課長のほうからも説明いたしましたように、12月19日に、知事が要望しておりました中の1つとして臨水審の回答がありましたけれども、そのほかに、公健法についての補償制度の検証というものについても1年をめどに検証を行うという御返事もいただきました。

そういう中で、私どもとしても意見を言わせていただくというふうに思っておりますので、引き続き、双方の回答の内容につきましては、実現していくような方向の中で最大限協力していきたいと思っております。引き続き

御理解を賜ればありがたく思います。よろしく申し上げます。

○西岡勝成委員 ダブルスタンダードということが一番の大きな問題であったわけで、これをぜひこの機会に統一をしていただいて、同じ基準の中で審査ができることを期待したいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○谷崎環境生活部長 つけ加えさせていただきますと、総合的検討の具体化についての通知内容、これは我々に対してまだ示されておりませんので、そのあたりの通知が、報道等では近々行われるのではないかというお話もありますが、そのあたりいつになるかということも示されておりません。

そういう中で、私どもとしては国のほうの検討状況を待っておりますので、そういったものも踏まえて、今後進めさせていただきますが、その通知の折には、さらにこの臨時的委員会でも開いていただいて、こちらの委員会でも御説明をさせていただく機会をいただければ幸いです。

以上でございます。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございませんか。

なければ、最後に、その他でございますけれども、今定例会では、後日後議分の委員会がありますので、本日は急ぎの案件についてのみ質疑をお願いいたしたいと思っております。ありませんか。

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望が1件提出されております。お手元に写しを配付しておりますので、後でござんいただきますようお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして本日の委員会

を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後0時6分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

経済環境常任委員会委員長